生駒市規則第16号

生駒山麓公園ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公 布する。

平成22年6月23日

生駒市長 山下 真

生駒山麓公園ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則 生駒山麓公園ふれあいセンター条例施行規則(平成3年11月生駒市規則第1 9号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「及び温水プールを個人使用しようと」を「を使用しようと」に、「浴場及び温水プールの使用券(様式第2号。以下「使用券」という。)」を「浴場の使用券」に改める。

第5条第1項中「様式第3号。」を削り、同条第3項中「様式第4号」を「様式 第2号」に改める。

第8条第2項中「様式第5号」を「様式第3号」に改める。

第14条中「及び様式第1号から様式第4号まで」を「、様式第1号及び様式 第2号」に改め、「「生駒市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第3号中「 生駒市長 回」とあるのは「指定管理者 即」と、様式第4号 中」を削る。

別表温水プールの項を削る。

様式第1号中「プール団体使用」及び「・プール」を削る。

様式第2号及び様式第3号を削る。

様式第4号中「プール団体使用」及び「・プール」を削り、同様式を様式第2 号とする。

様式第5号中「プール団体使用」及び「・プール」を削り、同様式を様式第3

号とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の生駒山麓公園ふれあいセンター条例施行規 則の規定により作成されている申請書の用紙で残存するものは、所要の修正を 加え、なお使用することができる。